

ご意見をお寄せください パブリック・コメント

「パブリック・コメント（市民意見提出手続）」とは、市民の皆さんに市の計画や条例を原案の段階でご覧いただき、建設的なご意見を踏まえてより良いものを目指そうとする制度です。市は皆さんから寄せられたご意見を参考にして、最終的な意思決定を行います。

今回は「第2次西脇市都市計画マスタープラン」と「西脇市総合計画・基本計画」、「第3期西脇市教育振興基本計画『教育創造にしわきプラン』」のご意見を募集します。

第2次西脇市都市計画マスタープラン

2月8日まで

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2に基づいて、都市計画を総合的かつ効果的に推進することを目的に、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。土地利用や交通施設、都市防災などの視点から、都市づくりの方針を示します。

西脇市では平成22年3月に現行の都市計画マスタープランを策定し、その計画期間をおおむね10年としていました。

計画期間を終えることや社会情勢・都市計画を取り巻く状況が大きく変化しつつあること、上位計画の西脇市総合計画が改定されることから、本市の都市計画マスタープランについても改定を行います。

◆基本理念
持続可能なまちを目指すため、次の都市づくりの基本理念を定めます。

「つながるまち はぐくむまち うみだすまち にしわき」
・ひとやまちがそれぞれ相互

につながるまちづくり
・都市機能が交通ネットワークによってつながれた効果的なまちづくり
・社会情勢の変化を的確に捉え対応するまちづくり
・安全で快適な持続可能なまちづくり
・地域それぞれの特性を活かすまちづくり
・コンパクトで利便性が高く、活力あふれるまちづくり
・自然と調和する豊かなまちづくり

市では「第2次西脇市都市計画マスタープラン」について、パブリック・コメントを実施し、市民の皆さんからご意見を募集しています。

◆募集期間
2月8日（金）まで

◆閲覧場所
・都市計画課
・情報公開コーナー
・図書館
・市ホームページ
・市フェイスブック

◆意見の提出方法
任意の様式で持参、郵送、ファックスまたはEメールで都市計画課へ提出。住所、氏名（または団体名）、連絡先を明記してください。

※意見内容を確認する場合には

限り個人情報を利用します。

◆意見の提出先
〒677-8511
西脇市郷瀬町605
都市計画課あて
☎ 22-3111
☎ 22-3111
FAX 22-6283
✉ toshikeikaku@city.nishi-waki.jp

◆その他
・電話や来庁による口頭での意見はお受けできません。
・提出意見に対する個別の回答はしません。
・意見の反映結果など市の考え方は、提出意見とともに、後日、市ホームページで公開します。

◆問合せ
都市計画課（市役所内線286）

西脇市総合計画・基本計画

西脇市では、平成42（2030）年度までを計画期間とする総合計画の策定作業を進めています。本市が目指す将来のまちの姿や、最も基本的なまちづくりの方向性を示す「基本構想」は、昨年9月にパブリック・コメントを実施しました。

今回はその基本構想に基づ

いて、分野別のまちづくりを進めていくための方針や、取り組みを示した「基本計画」について、市民の皆さんからのご意見を募集しています。

◆基本計画の期間
前期・後期それぞれ6年間としており、平成31（2019）年度から平成36（2024）年度までを前期計画期間、

平成37（2025）年度から平成42（2030）年度までを後期計画期間としています。このうち、今回策定する基本計画は、前期を対象としたものです。後期の計画については、平成36（2024）年度までに策定します。

◆基本計画の内容
基本構想に定める7つの柱ごとに政策を定めています。それぞれの政策で、「目指す姿」、「現状と課題」、「まちづくり指標」、「施策の展開」、「市民に期待される役割」などを示しています。

◆基本計画の構成（上一覧）
基本計画は、分野別の7つの柱（4つの基本政策と3つの推進方策）ごとに定める46の政策で構成しています。また、計画全体を推進するために、さまざまな取り組みや事業をけん引する役割を担う、「未来へのリーディングプロジェクト」を定めています。

2月25日まで

具体化した「行動計画」を別途策定し、計画の進行管理を行います。

また、計画内容を実行することによる市民の満足度や、生活実感の推移などを把握するため、市民意向調査を継続して実施します。その内容を公表するとともに、政策の評価、見直しにつなげていくこととしています。

* * *

◆募集期間
2月25日（月）まで

◆閲覧場所
・次世代創生課
・情報公開コーナー
・図書館
・市ホームページ
・市フェイスブック

◆意見の提出方法
任意の様式で持参、郵送、ファックスまたはEメールで次世代創生課へ提出。住所、氏名（または団体名）、連絡先を明記してください。

※意見内容を確認する場合には限り個人情報を利用しません。

◆意見の提出先
〒677-8511
西脇市郷瀬町605
次世代創生課あて
☎ 22-3111



西脇市郷瀬町の風景

総合計画・基本計画の構成

- 序章 前期基本計画の構成（構成・体系・読み方）
- 第1章 未来を拓く次世代が育まれるまち
- 第2章 つながりによる安心とうるおいが実感できるまち
- 第3章 安全で快適な生活基盤が整うまち
- 第4章 地域特性を生かした産業とにぎわいがあふれるまち
- 第5章 生涯活躍・共生社会の実現
- 第6章 多様な主体による地域自治の確立
- 第7章 戦略的で持続可能な行政経営の推進
- 第8章 未来へのリーディングプロジェクト

◆計画の推進に当たって
基本計画にある展開方針を

◆問合せ
次世代創生課（市役所内線396）

◆問合せ
〒677-8511
西脇市郷瀬町605
次世代創生課
☎ 22-3111
FAX 22-1014
✉ sousei@city.nishiwaki.jp

◆その他
・電話や来庁による口頭での意見はお受けできません。
・提出意見に対する個別の回答はしません。
・意見の反映結果など市の考え方は、提出意見とともに、後日、市ホームページで公開します。

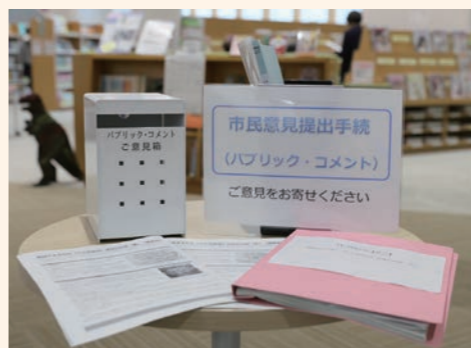


第3期西脇市教育振興基本計画 「教育創造にしわきプラン」

2月19日まで

「教育振興基本計画」とは、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、教育基本法第17条第1項の規定に基づき、地方公共団体における教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるものです。国は昨年度、基本方針や教育の施策を示した計画を策定。この計画に基づいて、「教育振興基本計画」を策定することになります。

西脇市では、策定する計画に基づき、自立した人間とし



ポイントを景品に交換しよう

西脇エコ・健康ポイント制度

市では、皆さんの自主的な環境に優しい取り組みや、健康づくり活動にポイントを付与する「西脇エコ・健康ポイント制度」を実施しています。貯めたポイントは下記の期間にポイント数に応じてさまざまな景品と交換することができます。

◆交換期間

2月1日（金）～3月15日（金）午前8時30分～午後5時15分（火曜日は午後7時まで）

◆交換場所

- ◇エコポイント 環境課
- ◇健康ポイント 健康課、保険医療課

期間中に休日交換窓口を開設

- ・とき 3月9日（土）～10日（日）午前10時～午後2時（※両日以外の閉庁日には交換できません）
- ・ところ 健康課

◆景品（お渡しが後日となる場合があります）

ポイント数	景品
100	へその街にしわき共通商品券(1,000円分) 1枚
50	北はりま旬菜館商品引換券(500円分) 1枚
35	可燃ごみ用指定袋(大・10枚入) 1本
25	可燃ごみ用指定袋(中・10枚入)または容器包装プラスチック兼用指定袋(大・10枚入) 1本
15	可燃ごみ用指定袋(小・10枚入)または容器包装プラスチック兼用指定袋(中・10枚入) 1本
1～	西脇市図書館の図書購入費として寄付

◆ポイント例

◇エコポイント

- ・廃食用油の持ち寄り（1ポイント／200g）
- ・電気使用量の前年同月比で減少（5ポイント／月）
- ・段ボールコンポストの実施（10ポイント）
- ・うちエコ診断の受診（10ポイント）

◇健康ポイント

- ・がん検診の受診（20ポイント）
- ・健康診査、人間ドックの受診（40ポイント）

◆持ち物

- ・ポイント手帳
 - ・証明書類（検針票、領収書）や健診結果、献血カードなど（健康診査、人間ドック、がん検診を受診または献血をした方）
- ※市ホームページやポイント手帳でご確認ください。

◆注意事項

- ・交換期間を過ぎてからの景品交換はできません。
- ・エコポイントと健康ポイントは合算できません。
- ・所有者が異なる手帳のポイントの合算はできません。
- ・各ポイントは200ポイントが上限です。

◆問合せ

- ◇エコポイント 環境課（市役所内線391）
- ◇健康ポイント 健康課（市役所内線360）、保険医療課（市役所内線371）

て、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していきます。また、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現と、社会の持続的な成長や発展に寄与するよう、教育施策の展開を図っていきます。

◆計画の期間

平成31（2019）年度～平成35（2023）年度

◆基本理念

心紡いで 彩り豊かな人材の育成

誰もがふるさとに誇りと愛着を持ち、輝いて生きる共生社会の実現に向けて、西脇市への誇りと愛着を持つ人の思いをつなげ、次代を担う人材を育み、受け継いできた古き良きものと、新しい知恵・技を播州織のごとく織り込むことによって、彩り豊かな人財（材）の育成を目指し思いを込めています。

◆重点目標

① 社会の変化を前向きに受け

止め、夢と志を持って可能性に挑戦する力を育成します。

② 未来を見据え、地域社会の持続的な発展を実現するための多様な人材を育成します。

③ 生涯学び、人生を豊かに生きられる環境を整えます。

④ 自己の可能性の追求が、誰にも保障される学びのセーフティネットを構築します。

市では「第3期西脇市教育振興基本計画」について、パブリック・コメントを実施し、市民の皆さんからご意見を募集しています。

◆募集期間

2月19日（火）まで

◆閲覧場所

- ・教育総務課
- ・情報公開コーナー
- ・図書館
- ・市ホームページ
- ・市フェイスブック

◆意見の提出方法

任意の様式で持参、郵送、ファックスまたはEメールで教育総務課へ提出。住所、氏名（または団体名）、連絡先を明記してください。

※意見内容を確認する場合には限り個人情報を利用します。

◆意見の提出先

〒677-0851
西脇市郷瀬町605
教育総務課あて
TEL 22-3111
FAX 23-8844

〒kyouiku@city.nishiwaki.jp

◆その他

- ・電話や来庁による口頭での意見はお受けできません。
- ・提出意見に対する個別の回答はしません。
- ・意見の反映結果など市の考え方は、提出意見とともに後日、市ホームページで公開します。

◆問合せ

教育総務課（市役所内線539）

ごみダイエット通信

■環境課（☎22-3111）

第22話 ～正しい容器包装プラスチックの分別を～

ごみステーションに出すごみについて、8種類の分別をお願いしていますが、特に間違えられやすいのが「容器包装プラスチック」です。皆さんはこの「容器包装プラスチック」を正しく分別できていますか。

「容器包装プラ」とは

商品の容器や包装に使われていたプラスチック製品のことをいいます。一般的に容器包装プラには「プラマーク」が付いているので、分別するときの目印にしましょう。しかし、プラマークが付いていても、汚れているものは資源として利用できません。簡単に洗うときれいになるものは、汚れを取り除いてから容器包装プラとして出してください。



【例】食品トレー、お菓子の袋、卵のパック、発泡スチロール、果物のネットなどの緩衝材

商品の容器や包装に使われていないプラスチック製品は、「燃えるごみ」に分別します。また、簡単に洗ってもきれいにならないものも、「燃えるごみ」に分別します。

【例】プラスチック製のおもちゃ、文具、歯磨き粉のチューブ

ごみを出す前に確認を

プラスチック製のものであっても、「容器包装プラ」として分別できないものがあり、分別を間違えることがあります。迷ったときは「ごみ百科事典」で確認するか、みどり園または市役所環境課へお問い合わせください。

* * *

ごみの分別は資源の有効活用につながります。ごみを持ち出す前に、分別が正しくできているか確認しましょう。